薬局における薬剤交付支援事業 実施報告の方法について(令和3年度)

一般社団法人長野県薬剤師会

「薬局における薬剤交付支援事業」実施状況報告については、下記により報告くださるようお願いいたします。

なお、本事業は、実施要綱においても示されているとおり、4月10日付厚生労働省事務連絡の「5.本事務連絡における対応期間内の検証」にも用いることとされています。そのため、電話による服薬指導及び薬剤の配送を行ったケース(0410対応、CoV自宅、CoV宿泊)については、県薬剤師会へ請求を行わないものを含めて報告していただくよう、併せてお願いします。

なお、事業の実施期間中に予算上限(本日現在、当県への配分額は未定)に達した場合には、その時点で国費による支援は終了し、薬剤の配送に係る費用については通常の取り扱いとなることをあらかじめご承知おきください。

【報告方法】

- ●STEP1〜STEP2 で使用する「対象調剤リスト」は同一の様式です。 (STEP1「毎日入力」→STEP2「ひと月分のデータの提出」の流れです。)
- ●様式は、長野県薬剤師会ホームページ(トップページ)薬局における薬剤交付支援事業)からダウンロードして下さい。

STEP 1 対象調剤のリスト作成 (毎日入力)

・長野県薬剤師会ホームページ(トップページ>薬局における薬剤交付支援事業)から<u>対象調</u>剤リスト用エクセルをダウンロードし、日々の対象調剤を入力して下さい。

(該当する処方箋は、FAX と処方箋、配送料の金額がわかるもの(伝票控え、配送業者等からの請求書等)を一緒に保存しておいて下さい。)

・患者等が来局し薬局で服薬指導を行った場合は、このリストには含めません。(補助対象外)

STEP2 ひと月分の報告データの送付→この報告を本会で取りまとめて厚生労働省に提出します。

(ひと月分のデータを翌月15日までに報告をお願いします)

・STEP 1 で作成した対象調剤リスト用エクセルファイルひと月分を翌月 15 日までに長野県 薬剤師事務局保険医療課薬剤交付支援事業担当

(yakuzaikoufu@naganokenyaku.or.jp) にお送りください。

- ・ファイル名を「【貴薬局名】(○月分)薬剤交付支援事業報告.xls」としてお送りください。
- ・4/30 分は5月分に含めます。

【注意事項】

補助対象の期間

- ・令和3年度事業は令和3年4月1日から再開となります。
- ・予算の上限に達した場合はその時点で補助は終了となります。
- ・終了日以降の配送については補助できませんので、通常の形で患者にご請求ください。
- ・<u>支援事業の終了については長野県薬剤師会ホームページ(トップページ)薬局における薬剤交付支</u>援事業)でお知らせいたします。

対象調剤リストの作成と送付

- ・事業終了日以降は患者負担となります。
- ・対象調剤リストには電話等により服薬指導を行った事例について補助なしの事例(近隣の為配送料を頂かなかった、CoV 宿泊で数件同時に配送した等)も含めて全例記載をしてください。
- ・<u>申請の根拠となる書類を保存してください。</u>備考欄に「0410 対応」等が記載されている処方箋の 写し、配送料の金額が分かる領収書や請求書等が該当します。

その他

- ・<u>調剤された医薬品の適切な配送のために薬局の従事者が届けることを基本</u>としますが、感染拡大防止等により配送の人員確保が困難な場合等には配送業者を利用することも可能です。その際にも配送業者を利用することについてのリスクや料金については患者への十分な説明を行って下さい。
- ・0410 対応、CoV 自宅・宿泊の際、1回に複数人に届けた場合も1件(500円)となります。その場合リストへは代表する1件のみに配送料を記録し、それ以外は0円と記載してください。
- ・本事業の支援対象となる配送業者については一般的な宅配便を想定しており、宅配便より高価な 運送サービスによる受取を希望する場合には補助の対象外となります。
- ・事業の終了が令和3年度末であることから、支援対象は最大でも令和4年2月末日分までとなり 各薬局に対する費用の清算はそれ以降になる予定です。